

「緑の募金」による地域緑化資材等購入支援制度について

緑の募金の実績のある町内自治会等の団体に、地域住民の公共の用に供される場所（公民館・コミュニティセンターなど）等の緑化に関する費用を助成します！

■助成の条件 及び 注意点等について

- ① 交付対象者は、募金をした自治会等の団体の代表に限ります。
- ② 公民館、コミュニティセンターなどの地域住民の公共の用に供される場所等の緑化に必要な苗木、肥料などの資材及び剪定ばさみなど維持・管理にかかる機材の購入にかかる経費を対象とします。
- ③ 助成額は、購入経費のうち8,000円を上限(当該年度1回限り)とします。
- ④ 整備に必要な物の購入先又は、整備を委託する業者は、熊本市内の業者とします。
(別紙3販売店協力一覧表から選択してください。)
- ⑤ 資材商品は、申請（見積）段階では受け取らないようにお願いします。当協議会にて申請書を受理し、対象物品の審査後、決定通知書を送付いたします。決定通知書及び請求書を持参の上で商品の受け取りをお願いいたします。
- ⑥ 申請書は、到着順に審査しますが、店舗での長期保管ができない品物（苗木・花苗等）の受け取りを急がれる場合や各地域の事情によりお急ぎの場合は、ご連絡ください。

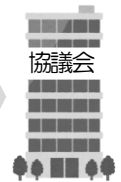
■申込手順について（要領もご確認ください）

①自治会等より協議会へ「申請書」を提出

- ・自治会にて申請書を作成。資材購入店舗にて見積の記入と押印をもらう。
- ・申請書を自治会から協議会へ提出する。
※提出は FAX又は郵送、持参でお願いします。
(注1)申請は12月19日までにご提出をお願いします（事業完了は1月末まで）。



各種書類を協議会に
提出
FAX又は郵送、持参



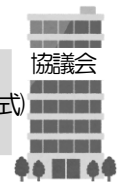
店舗にて
見積記入・押印

②「申請書」の審査及び決定通知書の送付

- ・協議会にて申請内容を確認後、「助成金交付決定通知書」及び「請求書（様式）」を申請者に送付。
(注1)緑化活動に必要な物品以外は、減額になります。



審査後、
決定通知書・請求書(様式)
を送付



③「決定通知書・請求書」を店舗に持参し、資材を受領

- ・決定通知書を店舗に提示し、緑化資材を受領。
- ・また、店舗に請求書を提出。店舗にて受領資材の内容を記載し店長印を押印後、店舗から協議会へ請求書を送付。
(注2)助成額8,000円を超える場合は、その差額を直接店舗にお支払いください。
(注3)決定通知書到着後は速やかな手続きをお願いします。



決定通知書を店舗に提示
花の苗等を受領
請求書(様式)を店舗に提出



店舗から請求書を送付
協議会から販売
店に直接支払い



問合せ先

熊本市地域みどり推進協議会（熊本市花とみどり協働課内）Tel096-328-2352

【参考】緑化資材等購入支援制度（購入例）について

購入例①[購入物が8,000円以下の場合]

2 見積（緑化資材等内訳）

品 名	数量	単価（円）	金 額（円）	備 考
プランター（20L）	10	200	2,000	
花苗（スミレ）	20	98	1,960	
ボラ土（18L）	1	135	135	
化学肥料（1kg）	1	200	200	
花苗（パンジー）	40	80	3,200	
合 計			7,495	税込

3 店舗 屋 号 ○○○園芸店
 所 在 地 ○○○○○○○○○○
 代表者氏名 ○○○ ○○○ 印
 電 話 番 号 000-000-0000

- ・地域みどり推進協議会からの助成金額・・・・・・・・・7,495円
 - ・町内自治会等の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・0円
- ※8,000円以下の場合は、全額を地域みどり推進協議会がお支払いします。

購入例②[購入物が8,000円以上の場合]

2 見積（緑化資材等内訳）

品 名	数量	単価（円）	金 額（円）	備 考
散水用ホース（20m）	1	3,480	3,480	
噴霧器（4L）	2	1,980	3,960	
スミチオン乳剤（500ml）	1	980	980	
合 計			8,420	税込

3 店舗 屋 号 △△△ホームセンター
 所 在 地 △△△△△△△△
 代表者氏名 △△△ △△△ 印
 電 話 番 号 000-000-0000

- ・地域みどり推進協議会からの助成金額・・・・・・・・・8,000円
 - ・町内自治会等の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・420円
- ※8,000円を超過する分は、直接、購入する店舗へお支払いください。

対象物品(例)

苗木、花苗、種子、腐葉土、肥料、殺虫剤、ジョウロ、剪定ばさみ、散水用ホースなど地域での緑化活動に使用するための品であること。緑化に必要なものが対象となりますので、清掃用品のみ（ごみ袋・ほうき・ちりとりだけ）の購入はできません。なお、店舗によっては、日替わりの特価品など対応ができない場合もありますのでご注意ください。

対象外物品(例)

蚊取り線香、麦わら帽子、ゴーグル、工具箱、高圧洗浄機、ガーデニングライト、ブラシ、長靴、ペンキ等、緑化に直接関係ないもの。

ご不明な場合は、事前に事務局までご相談ください。